

令和6年度教育課程研究集会
小学校 体育

体育科の指導における
「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた
授業改善について

令和6年8月
奈良県教育委員会事務局
体育健康課 学校体育係
指導主事 米川 奈緒

(1) 体力調査の結果に関すること

(2) 児童生徒に対する配慮事項

(3) プールの民間委託

(4) 令和の日本型学校教育と学習指導要領

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

(5) 共生の視点を重視した指導



(1) 体力調査の結果に関すること

質問紙調査項目: 「**体育の授業が楽しい**」について



大変重要な項目

「運動・スポーツは苦手だけど、
体育・保健体育の授業は楽しいし好きだ」



生涯にわたって健康を保持増進し
豊かなスポーツライフを実現すること

(2) 児童生徒に対する配慮事項

「プール授業での配慮」

生理による
見学の申し出



見学をさせ、
状況に応じた活動



個々の違いに応じた対応をとる



適切に指導と評価を行う

「体育授業時の着替え等の配慮」

体育授業時の着替え
水泳授業の水着の取扱い



男女の配慮



個別の配慮

児童生徒の心情に配慮した
適切な対応をとる

(3)プールの民間委託

「民間委託」



「何を民間委託できるのか」



「何を委託してはいけないのか」

詳細は、ステップアップミーティングのクラスルームに掲載しています

学習指導要領に基づいた水泳授業が適切に実施されること

「民間委託」



「施設管理」「学校外の施設を利用」
「外部人材の活用（授業は教員が行う）」



「授業を行うのは、教員」

詳細は、ステップアップミーティングのクラスルームに掲載しています

学習指導要領に基づいた水泳授業が適切に実施されること

(4) 令和の日本型学校教育と学習指導要領

未来の社会を見据え、児童生徒の資質・能力を育成するに当たっては、このような学習指導要領の趣旨を踏まえ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」という観点から学習活動の充実の方向性を改めて捉え直し、これまで培われてきた工夫とともに、ICTの新たな可能性を指導に生かすことで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげていくことが重要と考えられます。

①個別最適な学び

- ・「個別最適な学び」：「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念
- ・「個に応じた指導」：「指導の個別化」と「学習の個性化」を教師視点から整理した概念

成果を
生かす



それぞれの学びを一体的に充実し
「主体的・対話的で深い学び」の実現に
向けた授業改善につなげる



成果を
還元

②協働的な学び

「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、「協働的な学び」を充実

集団の中で個が埋没してしまうことがないよう

○子供一人一人のよい点や可能性を生かし、

○子供同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働する



異なる考えが組み合わせさり、よりよい学びを生み出す

(4) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実

指導方法については、
児童の発達の段階や学習の実態などに配慮しながら、
従来から取り組まれてきた一斉指導に加え、
個別指導やグループ別指導といった学習形態の導入、
理解の状況に応じた繰り返し指導、
学習内容の習熟の程度に応じた指導、
児童の興味・関心や理解の状況に応じた課題学習、
補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた
指導などを柔軟かつ多様に導入することが重要である。

(4) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実

【指導の個別化】

- 個別指導やグループ別指導
- 理解の状況に応じた繰り返し指導
- 学習内容の習熟の程度に応じた指導

【学習の個性化】

- 児童の興味・関心や理解の状況に応じた課題学習
- 補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導

これからの学校教育においては、子供が
ICTも活用しながら自ら学習を調整
しながら学んでいくことができるよう、
「個に応じた指導」を充実す
ることが必要である。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実（イメージ）

主体的な学び

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる

対話的な学び

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める

深い学び

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう

主体的・対話的で深い学び

学習指導要領 総則 第3 教育課程の実施と学習評価

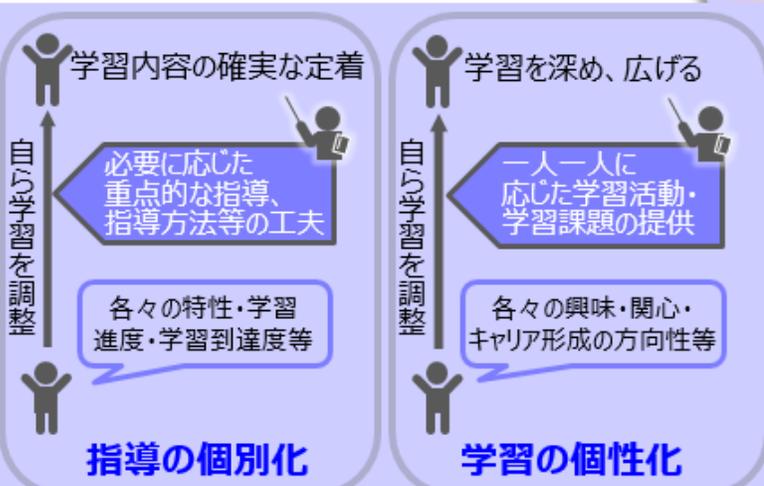
学習指導要領 総則 第4 児童(生徒)の発達の支援

一体的に
充実

授業外の
学習の改善

授業改善

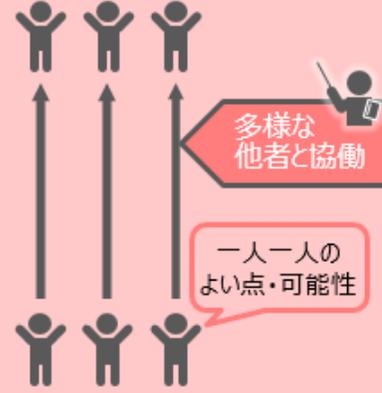
資質・能力の育成



個別最適な学び (教師視点では「個に応じた指導」)

修得主義 一人一人の学習状況に応じて学習内容を提供・一定の期間における一人一人の学習の状況・成果を重視
の考え方を生かす

異なる考え方が組み合わせり
よりよい学びを生み出す



協働的な学び



履修主義 一人一人の学習状況に応じて学習内容を提供・一定の期間における一人一人の学習の状況・成果を重視
の考え方を生かす

これからの学校には……一人一人の児童(生徒)が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。

平成29,30年改訂
学習指導要領 前文

※本資料は、「教育課程部会における審議のまとめ」（令和3年1月25日中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会）に基づき、概念を簡略化し図等として整理したものである。

個別最適な学び

個に応じた指導

指導の個別化 (一定の目標)

- 子供一人一人の**特性・学習進度・学習到達度**に応じ、
- 教師は**必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の柔軟な提供・設定**を行う

一定の目標を全ての子供が達成することを目指し、異なる方法等で学習を進める

自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成する

学習の個性化 (それぞれの目標)

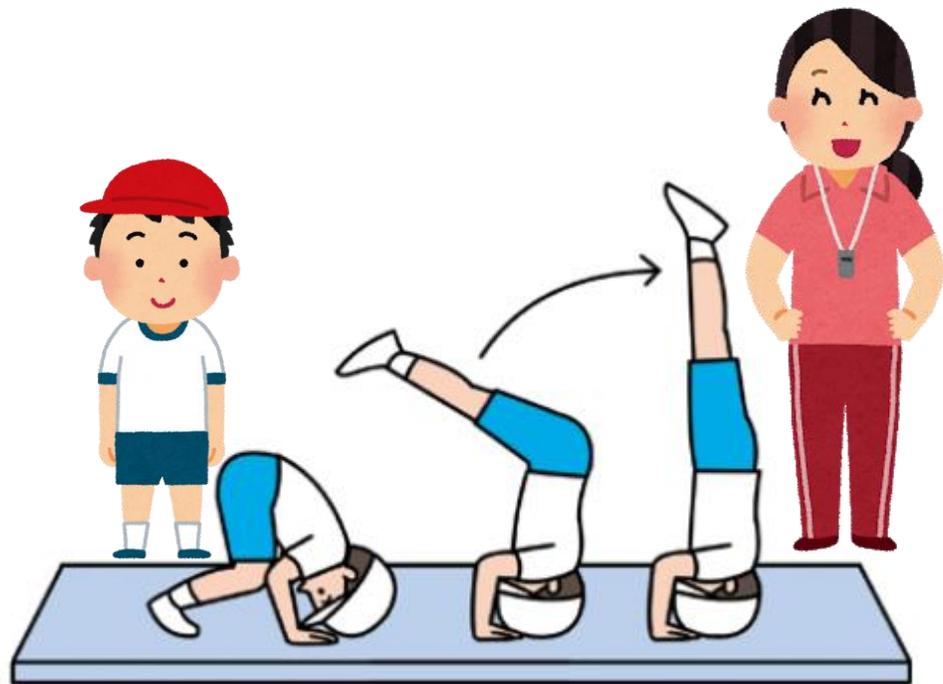
- 子供一人一人の**興味・関心・キャリア形成の方向性等**に応じ、
- 教師は**一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供**を行う

興味・関心等に応じた異なる目標に向けて、学習を深め、広げる

子供自身が学習が最適となるよう調整する

【指導の個別化】

必要に応じた重点的な指導、指導方法等の工夫



学習内容の確実な定着

【学習の個性化】

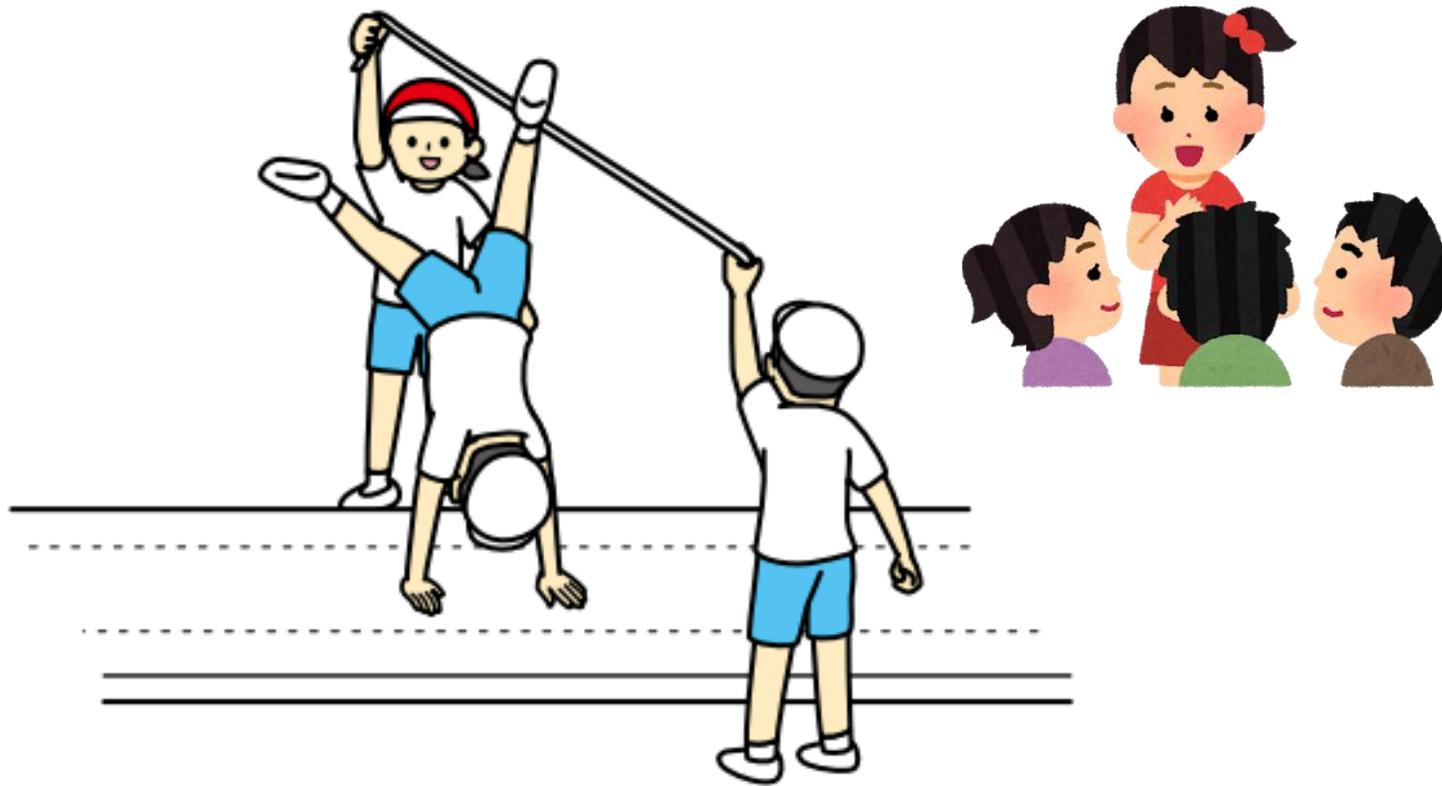
一人一人に応じた学習活動・学習課題の提供



学習を深め、広げる

協働的な学び

多様な他者と協働



③

マットに着く瞬間が難しかったら、振り下ろす時に、ピンとしておいてみたらどう？



④

そうか！ちょっとやってみるから、見ててね！



①

もう少し肘をピンと伸ばす方がいいと思うよ。



②

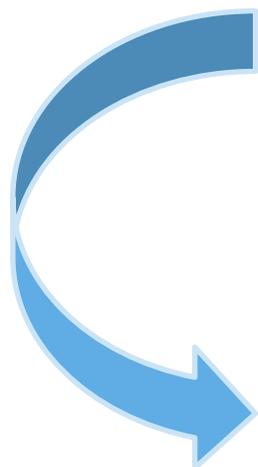
自分では、伸ばしているつもりなんだけどな…

異なる考え方が組み合わせりよりよい学びを生み出す

①個別最適な学び

- ・「個別最適な学び」：「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念
- ・「個に応じた指導」：「指導の個別化」と「学習の個性化」を教師視点から整理した概念

成果を
生かす



それぞれの学びを一体的に充実し
「主体的・対話的で深い学び」の実現に
向けた授業改善につなげる



成果を
還元

②協働的な学び

「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、「協働的な学び」を充実

集団の中で個が埋没してしまうことがないよう

○子供一人一人のよい点や可能性を生かし、

○子供同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働する



異なる考えが組み合わせさり、よりよい学びを生み出す

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実（イメージ）

主体的な学び

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる

対話的な学び

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める

深い学び

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう

主体的・対話的で深い学び

学習指導要領 総則 第3 教育課程の実施と学習評価

学習指導要領 総則 第4 児童(生徒)の発達への支援

授業改善

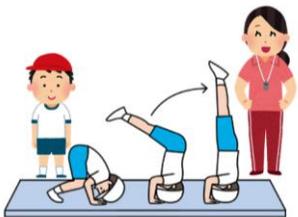
一体的に
充実

授業外の
学習の改善

資質・能力の育成

【指導の個別化】

必要に応じた重点的な指導、指導方法等の工夫



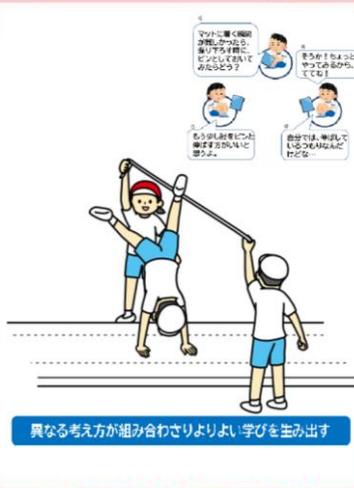
学習内容の確実な定着

【学習の個性化】

一人一人に応じた学習活動・学習課題の提供



学習を深め、広げる



異なる考え方が組み合わせりよりよい学びを生み出す

クラスメイト



異学年・他校の子供



地域の人



専門家



これからの学校には……一人一人の児童(生徒)が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになることが求められる。



平成29,30年改訂
学習指導要領 前文

個別最適な学び (教師視点では「個に応じた指導」)

修得主義 個々人の学習状況に応じて学習内容を提供 一定の期間における個々人の学習の状況・成果を重視
の考え方を生かす

協働的な学び

集団に対して共通に教育を行う 一定の期間の中で個々人の多様な成長を包含
の考え方を生かす

履修主義

の考え方を生かす

心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実（イメージ）

主体的な学び

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる



対話的

子供同
方を手

深い学

習得
質に
関連
したり
に創



学習指導要領(総則+各教科等)を手掛かりとしつつ、

- ・学習指導要領に示す資質・能力の育成(総則第1)に向けて、
- ・編成した教育課程(総則第2)の下で、
- ・児童生徒一人一人の発達支援に目配りしつつ(総則第4)
- ・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善(総則第3)に学校全体として組織的・計画的に取り組むこと(総則第5)が一層重要



自ら学習を調整

学習
進度・学習到達度等

指導の個別化

キャリア形成の方向性等

学習の個性化

一人一人の
よい点・可能性

専門家
等

社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。

個別最適な学び (教師視点では「個に応じた指導」)

協働的な学び

修得主義 個々人の学習状況に応じて学習内容を提供 一定の期間における個々人の学習の状況・成果を重視
の考え方を生かす

・集団に対して共通に教育を行う 一定の期間の中で個々人の多様な成長を包含

履修主義
の考え方を生かす

平成29,30年改訂
学習指導要領 前文

※本資料は、「教育課程部会における審議のまとめ」（令和3年1月25日中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会）に基づき、概念を簡略化し図等として整理したものである。

(5) 共生の視点を重視した指導

なお、運動領域においては、「学びに向かう力、人間性等」に対応した、公正、協力、責任、参画、共生及び健康・安全の具体的な指導内容を示すこととした。

共生の指導内容

	第1学年 第2学年	第3学年 第4学年	第5学年 第6学年
体づくり運動系		友達の考えを認める	仲間の考えや取組を認める
器械運動系		友達の考えを認める	仲間の考えや取組を認める
陸上運動系		友達の考えを認める	仲間の考えや取組を認める
水泳運動系		友達の考えを認める	仲間の考えや取組を認める
ボール運動系		友達の考えを認める	仲間の考えや取組を認める
表現運動系		友達の動きや考えを認める	互いのよさを認め合い助け合って踊る

共生の指導内容

	第1学年 第2学年	第3学年 第4学年	第5学年 第6学年
ボール運動系		友達の考えを 認める	仲間の考えや 取組を認める

ゲームやそれらの練習の中で互いに動きを見合ったり、話し合ったりして見付けた動きのよさや課題を伝え合う際に、友達の考えを認めること。

ゲームや練習の中で互いの動きを見合ったり、話し合ったりする際に、仲間の考えや取組を認めること。

共生の視点

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1)(中略)特に、運動が苦手と感じている児童や、運動に意欲的に取り組まない児童への指導を工夫するとともに、障害のある児童などへの指導の際には、周りの児童が様々な特性を尊重するよう指導すること。

内容及び内容の取扱いの改善

豊かなスポーツライフの実現を重視し、スポーツとの多様な関わり方を楽しむことができるようにする観点から、体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方や関わり方を共有することができるよう、共生の視点を踏まえて指導内容を示すこととした。

共生の視点

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(6)障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる**困難さ**に応じた**指導内容や指導方法の工夫**を計画的、組織的に行うこと。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1)(中略)特に、運動が苦手と感じている児童や、運動に意欲的に取り組まない児童への指導を工夫するとともに、障害のある児童などへの指導の際には、周りの児童が**様々な特性を尊重するよう指導**すること。

共生の視点

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(6)障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。



通常の学級においても、発達障害を含む障害のある児童が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である。

共生の視点

「共生」については、できない理由を探すのではなく、「何ができるか」「どのように工夫したらできるか」という視点で考えることが学びとなります。

「共生」の意義や求められる背景などについて丁寧に説明をし、一歩ずつ着実に進めることが重要です。

続いて、実践発表です。



「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実 「共生」の視点を重視した指導

早く体育の時間になっ
てほしいな♪

